



越谷市

令和7年(2025年)1月27日

報道機関 各位

自宅又は集会所等に設置する
防犯カメラに対して補助金を交付します

市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に向けて、市民の防犯意識の向上を図ることを目的に、防犯カメラを設置する個人又は自治会に対して補助金を交付します。

近年、犯罪の発生件数は増加傾向にあり、その手口も凶悪化しています。そこで国も、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金において、消費下支え等を通じた生活者支援として、防犯意識の高まりを踏まえた防犯カメラ設置などの防犯対策強化のための取組みへの支援を交付金の対象としました。

本市では、交付金を活用して、個人宅及び自治会が設置する防犯カメラの購入費等に補助金を交付することにより、市民の防犯意識の更なる向上を図りながら、見える防犯対策である防犯カメラの台数を増やし、犯罪を起こしにくい街づくりを進めてまいります。

記

- 1 補助対象者 (1) 市内に住所を有している方
(2) 自治会
- 2 補助対象経費 (1) 防犯カメラの購入費
(2) 補助金で購入した防犯カメラの設置に係る経費
- 3 補助金額 補助対象経費の1/2(上限あり)
- 4 申込期間 令和7年(2025年)3月19日(水)から
令和7年(2025年)9月30日(火)まで
※ただし、補助交付額が予算額に達した時点で終了
- 5 注意事項 (1) 購入前の事前申請が必要です。
※購入後の申請は、補助金交付の対象外となります。
(2) 補助金の申請には見積書等の関係書類が必要になります。
(3) 詳細については、令和7年3月に市HPで公表します。

問合せ：市民協働部 暮らし安心課長 藤城 浩幸
電話：048-963-9185